

公益社団法人佐倉市シルバー人材センター ペナルティ制度判断基準

(目的)

第1条 この基準は、ペナルティ制度処分規程（平成27年4月1日施行、以下「規程」という）第6条第1項に基づき、審議判定基準について定めるものとする。

(適用)

第2条 規程第4条各号に定める項目に該当する会員の指導及び処分の判定については、当該事案の発生回数により別表に定める審議判定基準表を適用するものとする。

(回数の積算)

第3条 別表の審議判定基準表に定める各事項の発生回数の積算は、1事案についてそれぞれ最初の事故等を発生させた日から起算して3年を経過した日に消滅するものとして積算するものとする。2回目以降の事案発生についても同様として積算するものとする。

- 2 前項に定める期間内に重複して事案を発生させたときは、それらを加算して積算するものとする。

(その他)

第4条 この基準の適用に必要な事項については安全・適正就業委員会に諮り、その意見を聞いて会長が別に定める。

附則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程（一部改訂）は令和2年4月1日から施行する。

別表 審議判定基準表

○印は該当

事故発生等（第4条第2項）					
区 分	事案の 発生回数	指 導		処 分	
		口頭指導	文書指導	就業停止処分	職種配置換え または無期限 就業停止処分
第4条第2項第 1号から第4号	1	○			
	2		○		
	3			3カ月	
	4				○

不適正就業行為（第4条第3項）					
区 分	事案の 発生回数	指 導		処 分	
		口頭指導かつ文書指導		就業停止処分	職種配置換え または無期限 就業停止処分
第4条第3項第 1号から第6号	1	○			
	2			3カ月	
	3				○